

大田区学習者用タブレット等貸与要綱

令和4年3月10日
3教指発第14408号
教育長決定

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）第21条に基づき、地域の状況に応じた学校教育の情報化のための施策の推進を図るため、大田区立小学校、中学校及び特別支援学校（以下「区立学校」という。）に在籍する児童及び生徒（以下、「児童等」という。）への学習者用タブレット等の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与対象物品)

第2条 貸与対象とする物品（以下「貸与物品」という。）は、次の各号とする。

- (1) 学習者用タブレット及びその付属品（以下「学習者用タブレット」という。）
- (2) 家庭等において学習者用タブレットをインターネットに接続するための可搬型通信機器及びその付属品（以下「モバイルルーター」という。）

(貸与対象者)

第3条 貸与物品の貸与対象者は、次の各号に掲げる貸与物品に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 学習者用タブレット

区立学校に在籍する児童等の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者）又は現に児童等を監護する者（以下「保護者等」という。）。

(2) モバイルルーター

家庭において、学習者用タブレットをインターネットに接続するための通信環境が整っていない世帯の児童等の保護者等のうち、貸与を希望する者

(使用者)

第4条 貸与物品の使用人は、貸与対象者の被保護者である児童等とする。

(事務)

第5条 教育委員会は、児童等の在籍する区立学校を通じて、貸与物品を貸与する。

- 2 教育委員会は、区立学校の校長に区立学校における貸与物品の貸与に関する次の各号に掲げる事項を委任する。

- (1) 管理台帳の作成に関する事。
- (2) 申請並びに承認及び承認の取消しに関する事。
- (3) 返却に関する事。
- (4) 紛失又は損傷の受付等に関する事。

(管理)

第6条 校長は、貸与物品の貸与状況を常に明らかにするために管理台帳を備えるものとする。
なお、管理台帳の作成については電子でも可とする。

2 校長は、貸与状況に異動が生じたときは管理台帳に記載するとともに、教育委員会に報告するものとする。

(貸与期間)

第7条 学習者用タブレットの貸与期間は、貸与物品の引渡しを受けた日から、使用者の義務教育が終了する年度の末日を超えない範囲で教育委員会が認める期間とする。モバイルルーターの貸与期間は、貸与物品の引渡しを受けた日の属する年度の末日を超えない範囲で教育委員会が認める期間とする。

(申請)

第8条 貸与物品の貸与を受けようとする者は、学習者用タブレット・モバイルルーター貸与申請書により校長に申請するものとする。

(承認)

第9条 校長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは貸与物品の貸与を承認するものとする。

(承認の取消し)

第10条 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与の承認を取り消し、貸与物品を返却させることができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 承認時に在籍していた学校の児童等でなくなったとき
- (3) 偽りその他不正な手段により貸与の承認を受けたとき
- (4) この要綱に違反したとき
- (5) その他、教育委員会において承認の取消しが必要と認めるとき

(貸与物品の返却)

第11条 保護者等は、第7条により教育委員会が定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却

しなければならない。

- 2 保護者等は、第10条による承認の取消しを受けた場合は、教育委員会が別途定める日までに貸与物品を返却しなければならない。
- 3 保護者等が、貸与物品を前項の返却日までに返却せず、教育委員会からの督促にも応じない場合は、保護者等は貸与物品の価額を弁償する責任を負う。

(貸与物品の変更)

第12条 教育委員会は、貸与物品を変更する必要がある際には、事前に学校に通知するものとする。

- 2 校長は、通知を受けた場合は、児童等へ通知を行うとともに貸与物品を回収しなければならない。

(費用)

第13条 貸与物品の貸与に係る費用は、無料とする。ただし、次に掲げる経費については保護者等の負担とする。

- (1) 在籍する区立学校以外の場所における貸与物品の充電にかかる経費
- (2) 児童等の家庭におけるインターネット通信にかかる経費

(貸与物品の取扱)

第14条 児童等及びその保護者等は、貸与物品について最善の注意をはらって管理をしなければならない。

- 2 児童等及びその保護者等は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸与物品を児童等以外の者（指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること
 - (2) 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損すること
 - (3) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること
 - (4) 貸与物品を学習活動以外に使用すること
 - (5) 貸与物品を利用し、個人情報の漏えい等他者に対して被害や悪影響を与えること
 - (6) 教育委員会が別に定める大田区「持ち帰り学習者用タブレット活用のルール」に反すること

(紛失又は損傷の報告)

第15条 保護者等は、児童等が貸与物品を紛失したとき、又は貸与物品が損傷したときは、直ちに教員を通じて校長に申し出なければならない。学習者用タブレット端末等紛失届又は学習者用タブレット端末等破損届により校長に申請するものとする。

- 2 校長は、保護者等から申し出があった場合には、直ちに教育委員会に連絡しなければならない。また、保護者より提出のあった学習者用タブレット端末等紛失届又は学習者用タブレ

ット端末等破損届の写しを教育委員会に送付するものとする。

(責任)

第16条 貸与物品の貸与を受けた者は、貸与物品の使用上の事故について、一切の責任を負わなければならない。

2 貸与期間中に貸与物品を故意に破損し、汚損し、又は紛失したときは、原状回復に相当する費用（以下「原状回復費」という。）を負担しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対しては、原状回復費を全額又は一部減免することができる。

(1) 生活保護受給世帯

(2) 非課税世帯

(3) 就学援助費受給世帯

(4) 児童扶養手当受給世帯

(5) その他教育長がやむを得ない理由があると認める場合

3 保護者等は、貸与物品の使用にあたり、児童等の責に帰すべき理由により区又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会に関する事務を所管する部長が別に定める。

付則

この要綱は、令和4年3月10日から施行する。